

労働個別相談会

大丈夫ですか？改正法が適用です。

法令の改正に対応していない就業規則で労使間のトラブルが増えています

2025 年 4 月 1 日から、「育児・介護休業法」などの改正法が施行されました。就業規則の見直しはお済みでしょうか。放っておくとトラブルが起きた際にうまく対応ができない恐れがあります。就業規則の見直し、最低賃金引上げ、雇用や働き方に関する各種助成金についても、労務管理の専門家が個別に相談に応じます。是非、相談会をご利用ください。

相談無料
要予約

【開催日時】 令和 7 年 5 月 29 日（木） 令和 7 年 6 月 19 日（木）
令和 7 年 8 月 21 日（木） 令和 7 年 10 月 16 日（木）
令和 7 年 12 月 18 日（木） 令和 8 年 2 月 12 日（木）
各日共 13 時～16 時

ぎふ働き方革推進支援センター
専門相談員が相談に応じます

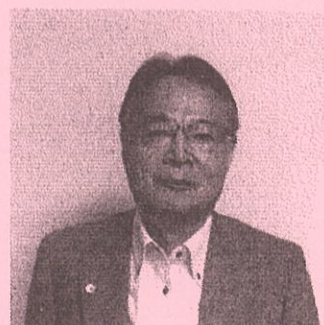
【会 場】羽島商工会議所

【相 談 料】無 料

【定 員】3 社（事前予約制、各社 1 時間程度）

【申 込】前週金曜日までに下記へお電話にて予約時間
と簡単な相談内容をお知らせください。

【お問合せ】



相談員

ぎふ働き方改革推進支援センター
専門相談員・特定社会保険労務士

近藤義博氏

羽島商工会議所中小企業相談所 羽島市竹鼻町 2 6 3 5 番地

TEL: 058-392-9664 FAX: 058-392-6708